

# 第11回 宮田町・若宮町合併協議会 会議次第

平成16年11月9日  
スコーレ若宮

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

協議済み事項の確認について（合併協定書案）

合併協定書調印式について

4. その他

新市名称応募者抽選会

大 賞 10万円 1名

アイデア賞 1万円（図書券）5名

5. 閉 会

第 1 1 回

宮田町・若宮町



合 併 協 議 会

協 議 資 料

# 目 次

## 事 項

ページ

協議済み事項の確認について（合併協定書案） ..... 1

合併協定書調印式について ..... 13

## その他

名称懸賞抽選について ..... 14

# 合併協定書



宮田町



若宮町

平成 年 月 日

- 1 合併の方式  
鞍手郡宮田町及び同郡若宮町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
- 2 合併の期日  
合併の期日は、平成 18 年 2 月 11 日とする。
- 3 新自治体の名称  
新市の名称は、<sup>みやわかし</sup>宮若市とする。
- 4 新自治体の事務所の位置
  - 1 . 新市の事務所の位置は、「宮田町大字宮田 2 9 番地 1 」現在の宮田町役場とする。
  - 2 . 現在の若宮町の庁舎を総合支所とする。
- 5 財産の取扱い
  - 1 . 2 町の所有する財産、公の施設および債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
  - 2 . 大字宮田財産区、山口財産区及び吉川財産区有財産は、財産区有財産としてそれぞれ新市に引き継ぐものとする。
- 6 議会議員の定数及び任期の取扱い
  - 1 . 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 6 条及び第 7 条の規定は適用せず、新市の設置の日から 50 日以内に選挙を実施する。
  - 2 . 新市の議会議員の定数は 20 名とする。ただし、合併後最初に行われる設置選挙に限り、定数は 24 名とする。
  - 3 . 選挙区は設置しない。
- 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
  - 1 . 農業委員会委員の任期については、新市に 1 つの農業委員会を置き、選挙による委員であったものについては、合併特例法第 8 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、合併後引き続き平成 18 年 8 月 9 日（宮田町の農業委員の任期満了日）まで、新市の農業委員として在任する。
  - 2 . 在任期間経過後の選挙による委員数は 2 2 人とする。また、旧町単位に

選挙区を設置し、農家戸数により按分し宮田町 8 人・若宮町 14 人とする。

#### 8 一般職員の身分の取扱い

一般職の職員は、合併特例法第 9 条第 1 項の規定に基づき、全て新市の職員として引き継ぐものとする。

#### 9 一部事務組合の取扱い

- 1 . 直方・鞍手広域市町村圏事務組合については、合併の前日をもって組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。これを基本に、関係市町と調整する。
- 2 . 自動車産業立地に伴う関連幹線道路整備直鞍地区促進期成会、その他の協議会については、新市で加入する。
- 3 . 宮田町外三町じん芥処理施設組合については、合併の前日をもって組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- 4 . 宮田・若宮衛生施設組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し新市に事務を承継する。

#### 10 地方税の取扱い

##### 1 . 税率

- ( 1 ) 個人町民税・法人町民税・固定資産税の税率は現行どおりとする。
- ( 2 ) 軽自動車税・入湯税は、若宮町の例により調整する。

##### 2 . 納期

- ( 1 ) 個人町民税・固定資産税の納期は現行どおりとする。
- ( 2 ) 軽自動車税は、納期を 5 月 31 日とする。

#### 11 特別職の身分の取扱い

- 1 . 2 町の特別職の身分の取扱いについては、2 町の長が別に協議して定めるものとする。
- 2 . 各種審議会等の付属機関については、新市において当該付属機関のあり方を検討した上で設置する。
- 3 . 各種委員の報酬・費用弁償については、現行の報酬・費用弁償を踏まえながら、同規模市町村（類似団体）を参照して、合併時まで調整する。

#### 12 条例、規則等の取扱い

合併協定等を基に、両町の例規を検証し、即時施行・漸次施行・廃止に区分し、再編纂を進めていく。

### 13 事務組織及び機構の取扱い

新市の行政組織及び機構については、合併時まで調整する。

### 14 使用料、手数料等の取扱い

#### 1. ごみの収集・運搬・処理業務について

- (1) 可燃ごみの袋と不燃ごみの袋を、大と小の2種類とし、販売価格は大840円、小682円(消費税込み)とする。
- (2) ペットボトルの袋は、若宮町の例による。
- (3) 収集方法は現行どおりとし、合併後3年をめどに統一する。
- (4) 事業系ごみ・臨時ごみの収集価格・委託料は現行どおりとし、合併後3年をめどに統一する。

#### 2. 火葬場使用許可(使用料)について

- (1) 使用許可の年齢区分を若宮町に統一する。
- (2) 使用料は宮田町に統一する。

#### 3. 税務証明について

- (1) 2町で相違のないものについては、現行どおりとする。
- (2) 証明手数料は、1件200円に統一する。
- (3) 住宅家屋証明については、1,300円とする。
- (4) 公簿・公図の閲覧は、1件200円とする。
- (5) 公簿・公図の謄写(コピー)は、1件200円とする。(A3以下)その他のコピーは、白黒A3以下-1件10円・カラーA3超-1件70円・白黒A3超-1件60円

#### 4. 住民課の手数料(証明書の交付・閲覧・許認可等)については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、印鑑登録については、宮田町の例により無料とする。

#### 5. 保健福祉センターについて

- (1) 若宮町福祉健康センターと宮田町保健センターは、そのまま新市へ引き継ぐ。
- (2) 若宮町福祉健康センターの使用料は、現行どおりとする。

#### 6. 水道料金については、新市における水道運営計画を明確にし、合併後5年以内に統一する。

#### 7. 下水道使用料、賦課徴収及び負担金関連事務については、宮田町で平成17年度に条例を制定し、合併時に統一する。

#### 8. 社会教育関係使用料については、現行どおり存続させ、合併後、必要が生じたときに検討を行う。ただし、減免の取扱いについては、合併時に基準を統一する。

9. し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分について
  - (1) し尿収集運搬料金は、合併後に再編する。
  - (2) 許可申請手数料は、1業者につき2年3,000円とする。
10. 商工観光使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
11. 道路・河川占用等許可関連事務については、占用対象項目、占用料金について、関係法令等を基に合併時まで調整を図る。

#### 15 公共的団体等の取扱い

1. 自治会及び自治会長会について
  - (1) 組織の統合について両町の自治会長と協議する。
  - (2) 身分・報酬については、自治会長への事務委嘱の内容を検討し、合併時まで調整する。
  - (3) 補助金についても、合併時まで調整する。
2. 社会福祉協議会について
  - (1) 合併までに統合できるように支援する。
  - (2) 補助金、委託事業等については、協議会の事業内容等を考慮しながら、合併時まで調整する。
3. シルバー人材センター事業については、合併に応じた運営主体とするための調整、支援を行う。
4. 商工会議所及び商工団体への助成については、合併後、商工会議所・商工会の動向を見守り、実態に即した組織に円滑に再編できるよう、支援をしていく。

#### 16 補助金、交付金等の取扱い

1. 人材育成については、宮田町の例により制度を維持し、合併後の新市全域の人材を育成していく。
2. 合併浄化槽設置整備事業補助金については、現行のまま新市に引き継ぐ。
3. 食生活改善推進事業（栄養改善）について
  - (1) 新市において、引き続き必要な補助を行う。
  - (2) 食生活改善推進会は、合併に応じた組織とするための調整、支援を行う。
  - (3) 食生活改善推進教室は、1ヶ所（12回1クール）で毎年実施する。
4. 老人クラブ活動等補助金については、新市において、県補助基準額内で引き続き補助する。
5. 老人クラブ連合会補助について
  - (1) 平成18年度以降は、若宮町の例による。



- (2) その他の補助については、新市において引き続き補助する。
- (3) 高齢者ネットワーク事業は、若宮町の例による。
- 6. 社会教育関係助成について
  - (1) 同種の団体については、合併後1年をめどに再編できるように支援する。
  - (2) 新市において連合組織、体制、補助金額等について調整する。
  - (3) 新市において、交付の対象、補助金額等、基準を定める。
  - (4) 類似公民館建設補助金については、廃止する。
- 7. 社会体育関係負担金について
  - (1) 郡を単位とした負担金については廃止する。
  - (2) その他の負担金等については、継続する。
- 8. スポーツ活動補助金について
  - (1) 組織の統一については、合併時に再編できるように支援する。
  - (2) 指導業務委託料については、合併後3年をめどに廃止する。
  - (3) 補助金については、合併後、新たに算定基準等を設ける。
- 9. 水田農業経営確立対策事業について
  - (1) 現行どおり新市に引き継ぐ。
  - (2) 単独補助金については、3年以内をめどに新市において調整する。
- 10. 農地・農業用施設災害復旧事業については、合併時に、負担割合の一元化を図る。

## 17 町名・字名の取扱い

- 1. 現在の大字名は、そのままとする。
- 2. 住居表示は、「大字」を表記しない。

## 18 慣行の取扱い

- 1. 「市民憲章」「市の木・花」については、合併後に検討機関を設置し、1年以内に制定する。
- 2. 新市の「記章」と「旗」は、合併時まで調整する。
- 3. 「シンボルマーク」については、合併後、新たなサイン事業の実施を含め、調査検討を行う。

## 19 各種事務事業の取扱い

### 19-1 広報広聴事業

- 1. 新市の広報誌について
  - (1) 合併時に再編し、月1回発行する。

- ( 2 ) 配布方法についても、合併時まで調整する。
- 2 . 新市の広聴制度については、協働のまちづくりの推進を基本に合併時まで再編する。

#### 19 - 2 国民健康保険関係事業

- 1 . 国民健康保険税については、賦課方式、税率については、3 年以内に調整し統合する。ただし、統合までは、不均一課税とする。
- 2 . 本算定日、徴収回数、暫定回数、税の軽減措置、納期については、宮田町の例により、平成 18 年度に統合する。

#### 19 - 3 介護保険関係事業

福岡県介護保険広域連合については、両町は合併の日の前日をもって当該広域連合を脱退し、新市において合併の日に当該広域連合に加入する。

#### 19 - 4 福祉関係事業

- 1 . 学童保育所について
  - ( 1 ) 現行のまま新市に引き継ぐ。
  - ( 2 ) 運営形態、対象児童、指導時間及び利用料等については、合併後 3 年を目標に調整する。
- 2 . 保育料については、合併の翌年度から、国基準額（前年度分）及び保育単価の 95% を保育料とする。（宮田町の料金体系にあわせる。）
- 3 . 基本健康診査（老人保健）について
  - ( 1 ) 実施方法を合併後に宮田町の例を基に調整し、平成 19 年度より再編実施する。
  - ( 2 ) 個人負担金等については、宮田町の例による。ただし、段階的に平成 19 年度までに統合する。
- 4 . 骨粗しょう症予防について
  - ( 1 ) 老人保険事業に統一し、平成 18 年度に再編実施する。
  - ( 2 ) 対象者は、40・45・50・55・60 歳の老人保健対象者の女性とする。
  - ( 3 ) 実施回数は、各地区 2 回とする。
  - ( 4 ) 個人負担金等は、若宮町の例による。ただし、段階的に平成 19 年度までに統合する。
- 5 . ガン検診について
  - ( 1 ) 合併後若宮町の例により調整し、平成 19 年度より実施する。ただし、肺ガン検診は、宮田町の例により平成 18 年度から実施する。
  - ( 2 ) 個人負担金等は宮田町の例による。ただし、段階的に平成 19 年度まで

に統合する。

6．乳幼児検診については、合併後宮田町の例により調整し、平成19年度から再編実施する。

7．精神保健福祉法事務について

(1) 宮田町の例により調整し、合併後平成18年度より再編実施する。

(2) 精神障害者作業所「なおみの会」への補助は、新市において、必要な補助を行う。

#### 19-5 人権関係事業

1．女性関係事業については、合併後、外部からも参画した検討機関を設置して調整研究等を行い、3年をめどに関係条例の制定と基本計画の策定を行う。

2．隣保館は、現行のとおり維持していく。管理、運営については、合併後3年をめどに運営審議会等で調整を図る。

#### 19-6 学校教育関係事業

1．施設整備計画の策定については、両町の学校施設の状況や、地域性等に差異があるうえ、合併後に通学区域の見直しや、統廃合の検討も予想される。また、新市建設計画との整合にも配慮する必要がある、合併後に、施設の整備計画を策定する。

2．学校教育施設管理・保守については、両町が委託している業務については、おおむね一致しており、これについては合併後も継続して実施する。また、それぞれの町で独自に行われているものについても、当面は継続して実施するものとし、合併後1年以内に統一することを前提として、必要性も含めて検討する。

3．学校の設置及び廃止については、当面は、両町の現行の学校区（学校数）を維持し、合併後に適正な規模の児童生徒数を前提とし、通学区域の見直しを行い、必要であれば地域や保護者等の理解を得ながら、学校の統廃合も検討する。

4．奨学金については、合併時に、現在の両町の基金を統合した奨学基金を設置し、条例（基金設置）・規則（貸付・償還・免除）を制定するとともに、審議会（奨学生の選考等）の会則を整備し、これを設置する。

5．学校給食について

(1) 当面は現行のままの給食を実施し、現在完全給食を実施していない若宮中学校については、合併後速やかに完全給食を実施できるように努力する。

( 2 ) 若宮町の幼稚園については、合併後検討する。

( 3 ) 給食費は、合併時に再編する。

#### 6 . 幼稚園について

( 1 ) 当面は、合併時の幼稚園数を維持する。

( 2 ) 合併後に施設の整備と、預かり保育、3年保育の実施のために、統廃合も視野に入れた、総合的な整備計画を策定する。

( 3 ) 保育料は、合併時に宮田町の額に統一する。

#### 7 . 通学区域について

( 1 ) 当面は、現行どおりとする。

( 2 ) 合併後、適正な児童生徒数を基本に、統廃合の必要性和合わせて検討する。

### 19 - 7 社会教育等関係事業

#### 1 . 社会教育・生涯学習施設管理について

( 1 ) 現行の施設は、そのまま新市へ引き継ぐ。

( 2 ) 課題については、新市において調査検討する。

#### 2 . 社会体育施設管理について

( 1 ) 現行の施設は、そのまま新市へ引き継ぐ。

( 2 ) 休館日、開館時間等は、合併後1年をめどに統一する。

#### 3 . 公民館運営業務について

( 1 ) 新市における中央公民館は、現在の宮田町中央公民館とする。若宮町中央公民館は、分館とする。

( 2 ) 現在の支館は、社会教育施設として存続する。

( 3 ) 休館日等は、合併時まで統一する。

( 4 ) 公民館事業は、現行どおり実施する。

### 19 - 8 電算システム、情報化関係事業

1 . 合併時に電算システムを統合する。

2 . 情報化（OA化）の推進については、住民ニーズ、セキュリティ体制など周辺環境も考慮しながら、順次推進する。

### 20 まちづくり計画

合併後のまちづくり計画は、別添の「宮若市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

# 調 印 書

宮田町及び若宮町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく宮田町・若宮町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに両町長が署名調印する。

平成            年            月            日

宮田町長

---

若宮町長

---

# 特 別 立 会 人

福岡県総務部地方課

合併支援室長

\_\_\_\_\_

# 立 会 人

合併協議会委員

( 宮田町助役 )

\_\_\_\_\_

合併協議会委員

( 宮田町議会議員 )

\_\_\_\_\_

合併協議会委員

( 宮田町議会議員 )

\_\_\_\_\_

合併協議会委員

( 宮田町学識経験者 )

\_\_\_\_\_

合併協議会委員

( 宮田町学識経験者 )

---

合併協議会委員

( 宮田町学識経験者 )

---

合併協議会委員

( 宮田町学識経験者 )

---

合併協議会委員

( 若宮町助役 )

---

合併協議会委員

( 若宮町議会議員 )

---

合併協議会委員

( 若宮町議会議員 )

---

合併協議会委員

( 若宮町学識経験者 )

---

合併協議会委員

(若宮町学識経験者)

---

合併協議会委員

(若宮町学識経験者)

---

合併協議会委員

(若宮町学識経験者)

---

合併協議会委員

(学識経験者)

---



# 宮田町・若宮町合併協定書調印式（案）

期 日 平成16年11月24日（水）

時 間 午前10時開式

場 所 マリーホール宮田

## 式 次 第

- 1 開 式 の 辞
- 2 経 過 報 告
- 3 合併協定書調印
- 4 立 会 人 署 名
- 5 主催者あいさつ
- 6 来 賓 祝 辞
- 7 祝 電 披 露
- 8 閉 式 の 辞

「新自治体の名称募集」懸賞抽選について

懸賞対象

有効件数 1,473件（492種）のうち、  
 新市の名称となった作品「宮若（みやわか）」より大賞1点  
 公募上位10作品（宮若（みやわか）を除く）からアイデア賞5点を  
 抽選する。

抽選方法等

それぞれ抽選機により行う。

懸賞内容

- ・大賞 1点 10万円
- ・アイデア賞 5点 図書券1万円分

名 称	ふりがな	公募数計	抽 選 内 容	抽選順
宮 若	みやわか	55	大 賞 1点の抽選	4
若 宮 田	わかみやた	202	アイデア賞 2点を抽選	2
宮 田	みやた	116	アイデア賞 1点を抽選	3
犬 鳴	いぬなき			
若 田	わかた	199	アイデア賞 2点を抽選	1
若 宮	わかみや			
若 宮 田	わかみやた			
宮	みや			
みやた	みやた			
鞍 手	くらて			